



所長・弁理士
藤田考晴 さん

東京工業大学工学部卒。同大学大学院理工学研究科修了。株式会社デンソーの基礎研究所で研究に従事後、大手特許事務所に入所。1998年、弁理士資格取得。約8年の実務経験を経て、2003年「オリブ国際特許事務所」設立。2024年、弁理士法人化。



海外での商標権侵害の横行に注意喚起 海外進出中小企業に商標国際登録推奨

**特許庁の助成金活用を促す
弁理士事務所が難問を解決**

経済のグローバル化に伴い、中小企業の海外進出が進む中、自社のブランドを示す商標の模倣品が横行し、特許庁は商標の国際登録を推奨している。その実情について、米国のサンディエゴで開かれた第147回国際商標協会（INTA）年次総会に参加した「オリブ国際特許事務所」代表の藤田考晴さんにお聞きした。

― 商標権侵害が海外で横行しているのですか。

「商標とは、自社の商品やサービスを他社の商品やサービスと区別するために使用するネーミングやマーク、文字、図形、記号、立体的形状、色彩などの識別標識のことですが、その模倣品が海外で横行しているのです。商標権侵害には二つの側面があり、一つは模倣品で不当な経済的被害を被ること、もう一つは進出国の事業者が先に商標登録していた場合、商標権の買い取りを迫られたり、損害賠償を求められたりするケースもあります」

弁理士法人 **オリブ国際特許事務所**

オリブこくさいとっきょじむしょ

☎ 045-640-3253

✉ olive@olive-pat.com

📍 神奈川県横浜西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー37F

http://www.olive-pat.com/



― 特許庁が商標の国際登録を推奨している背景ですね。

「その通りです。日本で商標登録を受けても、その効力は国内にしか及ばないため、進出先での商標権の取得は、海外での事業展開を進めることに有益であるとともに、模倣被害への対策に有効で、商標を他社に先取りされ自社ブランドが使用できなくなるリスクを回避できると指摘しています」

― 国際登録はどのようにすればいいのですか。

「国際登録とはマドリッド協定議定書及びマドリッド協定に基づく商標の国際登録のことです。商標の保護は、世界的に属地主義が採用されており、それぞれの国で商標を保護するには、それぞれの国で商標登録をすることが求められています。従来は各国の所管官庁に対して直接商標の保護を求める方法しかありませんでしたが、マドリッド協定議定書に日本が加盟したことにより、各国で異なる手続や言語を経由しなくとも、国際登録を利用することで、複数国に同一の商標を登録したい場合に、手続的、コスト的に有利



会場となったサンディエゴ国際会議場。



となる場合があります」

― 特許庁が国際登録を推奨する上で支援する制度があるのですか。

「特許庁では、外国への事業展開などを計画している中小企業などに各都道府県等中小企業支援センターなどが窓口となり、中小企業が支援を受けることができます」

― 援助があっても中小企業が国際登録するのは難しいそうですね。

「国際登録は、進出先の国に応じた審査制度を見据え、日本語ブランドだけの登録でいいのかなど必要な調査を行ったうえで、国際商標登録を進めていく必要があるなど複雑で、自社でやるのは難しいでしょう。国際登録のノウハウを持ち、AIなどで様々な調査ができる弁理士事務所に依頼した方がスムーズに進むと思います」

（ライター／斎藤 紘）